

第2章 災害予防計画（風水害等編）

災害予防計画（風水害等編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山事業等による市域の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治山計画

第1款 治山事業（実施主体：市[みどり推進課]、県）

1 現況

宮古島市は琉球石灰岩からなる平坦な島で、山地は少なく最も高い地点でも標高 113m であり、大きな河川湖沼などもなく、森林面積は島の総面積（204.20km²）のうち約 16.5%（約 33.6km²）を占めるにすぎない。しかし、産業、生活用水のほとんどを地下水に頼っていることから水源かん養機能としての森林のもつ多面的な役割は極めて重要である。

2 山地災害危険地区

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が 2 箇所、地すべり危険地区が 1 箇所、計 3 箇所となっている。

参考資料 1-3 山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

3 対策

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

- (1) 保安林の浸食防止及び強化
- (2) 森林の水源かん養機能の強化
- (3) 山地災害危険地対策
- (4) 生活環境保全林の整備強化

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防関係事業

（実施主体：市[防災危機管理課、道路建設課、施設を管理する課]、県）

1 土砂災害危険箇所・警戒区域等

本市では、地すべり危険箇所（地すべりにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所）は 2 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度 30° かつ高さ 5 m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所）は 2 箇所あり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 1 箇所指定されている。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年

法律第 57 号) に基づく土砂災害警戒区域は、「急傾斜地の崩壊」が 9 箇所、「地すべり」が 2 箇所指定されている。

参考資料 1-2 土砂災害危険箇所の現況

2 対策

市は、土砂災害警戒区域ごとにおける警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

第 2 款 警戒避難体制の整備

(実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、建築課、施設を管理する課]、県)

1 監視装置等の整備等

市は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置並びに風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(1) 土砂災害警戒区域

ア 県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

イ 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

ウ 避難確保計画の作成

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

(2) 土砂災害特別警戒区域

県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

ア 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生ずる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

第3節 高潮等対策計画

(実施主体：市[港湾課、農村整備課]、県、沖縄総合事務局)

高潮等の災害対策については、高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮防災施設の整備

(1) 現況

本市の沿岸に位置する住宅地や産業地域、農業用地等では、海岸護岸は既成しているが、防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

(2) 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局、農林水産省農村振興局及び水産庁が所管する海岸保全区域（沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で特に危険と予想される区域（海岸）」を含む。）が指定されている。

参考資料1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(3) 対策

ア 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。

イ 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

エ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

オ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

カ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

キ 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

2 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第4節 建築物等災害予防計画

(実施主体：市[都市計画課、教育施設班、建築課]、県)

風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発対策

市及び県は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

市及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策

市及び県は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画 (実施主体：市[消防本部]、県、宮古島地方気象台)

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の拡充強化

市及び県は、火災予防に関しては以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断

市及び県は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防施設の整備拡充

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

第6節 林野火災予防計画

(実施主体：市[みどり推進課、消防本部]、県、宮古島警察署)

林野火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずる。

1 林野火災対策の推進

- (1) 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。
- (2) 市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

2 出火防止対策

- (1) 市及び県等は、火災への注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- (3) 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災の発生や延焼が起こりやすい気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第1款 危険物災害予防計画

(実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等)

1 危険物製造所等に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対して立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者

及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、市（消防本部）は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市（消防本部）等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における市（消防本部）等の関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学車及び消防機材の整備

市（消防本部）に化学車及び消防機材等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画

(実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等)

1 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

県は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物

研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとし、市はそれに協力する。

- (1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は市（消防本部）に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設の老朽施設・管路施設等の点検・補修を進めるとともに、浄水場については浸水防止対策を講じ、被災時の復旧用資機材管理や被災者への応急給水施設等の整備を図る。処理場（浄化センター）については、浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を講ずるとともに被災時の復旧用資機材の整備を図る。

第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：市[水道施設課、水道工務課]、県）

1 施設の防災性の強化

市は、水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保を図る。

2 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：市[下水道課]、県）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市及び県は、下水道施設の施工にあたっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

2 広域応援体制の整備

下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう広域応援体制の整備を推進する。

第9節 ガス、電力施設災害予防計画

第1款 高圧ガス災害予防計画

(実施主体：那覇産業保安監督事務所、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会)

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安・啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

4 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第2款 電力施設災害予防計画 (実施主体：沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店)

沖縄電力(株)は、「災害予防計画(地震・津波編) 第2節 第1款の11」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性の確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第10節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画

(実施主体：市[総務課、情報政策課]、県、沖縄総合事務局、医療機関、電気通信事業者)

市、県、医療機関、電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 災害通信施設の整備

市及び県は、「災害予防計画（地震・津波編） 第2節 第1款の12」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、「災害予防計画（地震・津波編） 第2節 第1款の12」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 通信・放送設備の優先利用等（実施主体：市[情報政策課]、県、関係機関）

市、県、通信事業者及び放送機関等は、「災害予防計画（地震・津波編） 第2節 第1款の14」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第11節 不発弾等災害予防計画

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、概ね以下によるものとする。また、処理のながれを参考資料に示す。

参考資料3-27 不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は宮古島警察署に通報し、宮古島警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(7) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 海中で不発弾が発見されたときは、発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、県知事、市長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(7) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

(ウ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

(1) 市及び消防本部、不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講習会や研修に参加し、勉強会を通じて、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

(2) 市民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第12節 火薬類災害予防計画

(実施主体：県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等)

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

(1) 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。

(2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の

強化を図る。

2 火薬類消費者の保安啓発

- (1) 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓発を図る。
- (2) 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

4 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第13節 文化財災害予防計画

(実施主体：市[生涯学習振興課]、県教育委員会)

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から宮古島警察署及び市（消防本部）機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (3) 市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 県は、市文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- (6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

参考資料2-5 市内文化財一覧表

第14節 農業災害予防計画

(実施主体：市[農政課、農村整備課]、県、沖縄総合事務局)

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1 ため池等整備事業

(1) 土砂崩壊防止工事

市及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

市及び県は、市内に所在するかんがい用水溜池で、老朽化等により豪雨時に破堤し、多大な被害を招くおそれのある溜池等については、緊急度の高いものから順次補修事業を実施するほか、統廃合の検討を行う。

2 農地保全整備事業

市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

市及び県は、本市の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

ア 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、宮古農林水産振興センターへの指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、市及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ 防災施設の拡充

市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市及び県は、本市の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあっては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

第15節 食料等供給計画

(実施主体：市[防災危機管理課]、県、企業局、県病院事業局、沖縄総合事務局、日本赤十字社、関係機関)

市及び県は、食料等供給計画については「災害予防計画(地震・津波編) 第4節 第2款の(2)」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第16節 気象観測体制の整備計画

(実施主体：県、沖縄総合事務局、宮古島地方气象台、関係機関)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 宮古島地方气象台における気象業務体制の整備

宮古島地方气象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

宮古島地方气象台は、宮古島市周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、市及び県等と協力して観測体制の充実を努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

宮古島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

市、県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第 17 節 水防、消防及び救助施設等整備計画

(実施主体：市[消防本部]、県、船舶関係者、石油等危険物取扱者)

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防衛及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

市は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

3 流出危険物防除資機材

石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう事前に市、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図る。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第 18 節 避難誘導等計画

(実施主体：市[防災危機管理課、教育総務課、教育施設班、福祉部、市民生活課、観光商工課]、県、関係機関)

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に

関する対策を、市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 避難体制の再点検

- ア 市立社会福祉施設、市立幼稚園・小・中学校、その他市管理施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 避難所等の整備及び周知徹底

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ウ 避難場所の選定にあたっては、高潮等の浸水予測、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- オ 市内に適当な場所がない場合は、県及び関係者と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を得ておくものとする。
- キ 避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

- ア 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。
- イ 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。

ウ 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

参考資料2-1 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

第19節 交通確保・緊急輸送計画

(実施主体：市[市民生活課、道路建設課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局)

交通確保・緊急輸送計画は、「災害予防計画（地震・津波編） 第4節 第2款の(4)」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第20節 要配慮者安全確保体制整備計画

(実施主体：市[福祉部]、県、沖縄総合事務局)

「災害予防計画（地震・津波編） 第4節 第5款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害時等にも要配慮者の安全を確保する。

特に、高潮等の浸水予測範囲や土砂災害等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画

(実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、宮古島地方气象台)

「災害予防計画（地震・津波編） 第3節 第2款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力の維持・向上を図る。

過去に本市に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るよう努める。

また、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用や防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解の促進を進める。

さらに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できる

ような取組を推進する。

1 台風教育

(1) 講演会

市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や市その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

市及び県は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底することや、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

市及び県は、市内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、市民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

市及び県は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市消防本部が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象に、消防団幹部として必要な一般的知識と技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育

計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年1回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各関係機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

3 台風時の孤立化等対策

台風時には航空機や船舶等が欠航し、本市への食料、物資等の流通も停止することがある。このため台風接近に備え、市民や事業者等が十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発を行う。

また、平常時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、各離島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服・寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

第22節 防災訓練計画

(実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、関係機関)

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

市は、県と連携の下、広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び市民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、「災害予防計画(地震・津波編) 第3節 第1款」によるものとする。

2 各種防災訓練

(1) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第23節 自主防災組織育成計画

(実施主体：市[防災危機管理課]、県)

「災害予防計画(地震・津波編) 第3節 第3款」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、高潮等の浸水予測範囲や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第24節 災害ボランティア計画

(実施主体：県、市[福祉政策課]、宮古島市社会福祉協議会)

「災害予防計画(地震・津波編) 第4節 第4款」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第25節 道路・航空機事故災害予防計画

(実施主体：市[空港課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局)

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び宮古島警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2 航空機事故災害予防

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火、救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び市等は、航空機の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第26節 海上災害予防計画

(実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局)

1 航行の安全確保等

(1) 海上における船舶の航行に危険が予想される場合は、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等と協力して、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶やけい留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き等を指導する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局、市及び県は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市及び県等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局、市及び県等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

また、クルーズ船の事故を想定した消火、救助、救急、避難収容等の訓練を、クルーズ船ターミナル施設管理者、クルーズ船船舶代理店、医療機関、C I Q機関、観光関係機関等と連携し、実施する。

